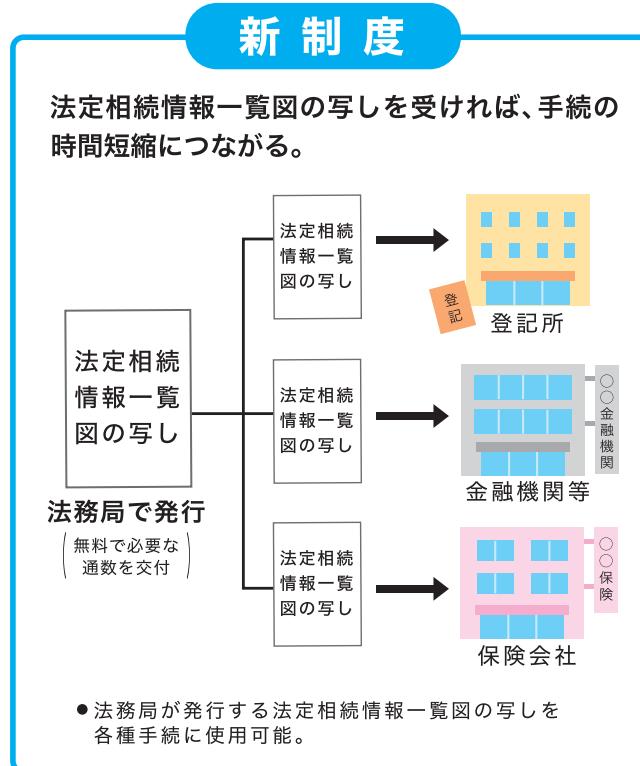
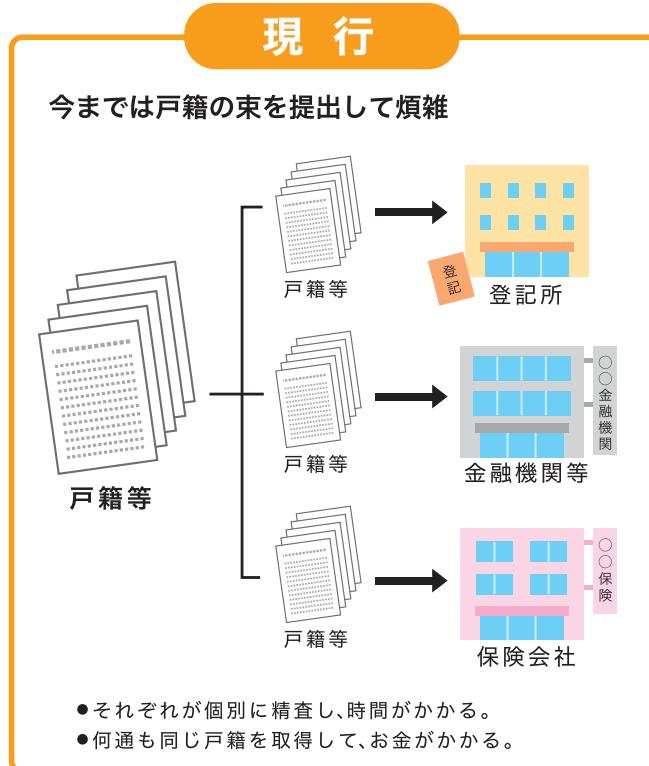


あなたの相続手続を応援します！

# 法定相続情報証明制度について

たくさんの戸籍の提出が省略できるようになります！

あなたの財産を、子どもへ、そのまた子どもへ、しっかり受け継いでいくためにも相続手続は大切です。そんな面倒な手続も「法定相続情報証明制度」を利用することで、たくさんの戸籍の提出が省略できます。



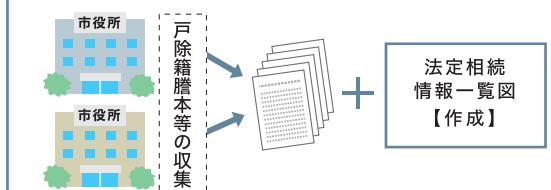
ポイント▶手続が同時に進められ、時間が短縮

## 法定相続情報証明制度の手続の流れ

(イメージ)

### ① 申出(法定相続人又は代理人)

- ① 戸除籍謄本等を収集します。
- ② 法定相続情報一覧図を作成します。  
※提出された戸除籍謄本などに記載の情報に限ります  
※(数次相続発生の場合)一人の被相続人ごとに作成します
- ③ 申出書を記載し、上記1と2の書類を添付して申出します。



### ② 確認・交付(法務局<登記所>)

- ① 登記官が確認をして、法定相続情報一覧図を保管します。
- ② 認証文付き法定相続情報一覧図の写しが交付され、戸除籍謄本等も返却されます。  
※交付に当たり、手数料は徴収されません

### ③ 利用

- ① 各種の相続手続に利用できます。  
※戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能になります  
(放棄や遺産分割協議の書類は別途必要になります)

「よくわからない」「時間がなくて作れない」など、あなたに代わって司法書士が「法定相続情報一覧図」を作成します。